

第9回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成22年2月4日(木) 14:58～16:10
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 (部会長) 山本 拓
(委員) 井伊 雅子、椿 広計
(専門委員) 宇南山 卓、菅野 雅明
(審議協力者) 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
(事務局) 内閣府：乾統計委員会担当室長
総務省：佐藤統計審査官ほか
- 4 議 題
 - (1) 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
 - (2) その他

5 議 事

山本部長 定刻より若干早いですが、ただいまから、第9回統計基準部会を開催いたします。私は、統計委員会委員で、部会の部長を務めさせていただいている日本大学の山本拓です。よろしくお願い申し上げます。

委員、専門委員、及びオブザーバーの皆さんにおかれましては、御多忙の中御出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議案件は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定についてです。

審議をお願いします委員及び専門委員については、お手元に参考5として名簿をお配りしておりますが、名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、井伊委員と菅野専門委員は少し遅れるということですので、後ほど来られたときに御挨拶をお願いと思いますが、それでは、椿委員からお願いします。

椿委員 情報・システム研究機構統計数理研究所におります椿と申します。統計委員会の方では匿名データ部会の方でございます。こちらの方でも、また、いろいろよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

宇南山専門委員 神戸大学の経済学研究科の宇南山と申します。専門委員ということで、今回初めて出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

山本部長 また、オブザーバーとして、関係府省及び地方公共団体からも御参加いただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

総務省統計局 総務省統計局の永島と申します。よろしくお願い致します。

財務省大臣官房総合政策課 財務省の永井と申します。よろしくお願い致します。

厚生労働省統計情報部 厚生労働省の中島と申します。よろしくお願い致します。

農林水産省統計部 農林水産省の山本と申します。本日は代理で参りました。よろしくお願い致します。

経済産業省調査統計部 経済産業省の飯村と申します。本日は、志村参事官の代理で出席させていただいております。

国土交通省総合政策局 国土交通省の稲本です。よろしくお願い致します。

日本銀行調査統計局 日本銀行の大森と申します。本日は、担当総括の代理で参っております。よろしくお願い致します。

東京都統計部 東京都の三宅でございます。よろしくお願い致します。

埼玉県総務部 埼玉県統計課の江原と申します。よろしくお願い致します。

山本部長 続いて、事務局に自己紹介をお願いします。

乾統計委員会担当室長 統計委員会担当室の乾と申します。よろしくお願い致します。

佐藤統計審査官 担当の審査官の佐藤と申します。よろしくお願い致します。

金子副統計審査官 審査官室の金子と申します。よろしくお願い致します。

事務局 審査官室の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局 審査官室の照井と申します。よろしくお願ひいたします。

山本部長 どうもありがとうございました。

次に、統計委員会令第1条第5項では、部長に事故があるときは、当該部に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとして、部長が部長代理を指名することになっておりますので、私から本部会の部長代理に権委員を指名させていただきたいと思ひます。

権先生、よろしくお願ひします。

権委員 よろしくお願ひいたします。

山本部長 審議に入ります前に、まず、本日の配付資料について、事務局から説明をお願ひします。

金子副統計審査官 お手元にお配りしております資料といたしまして、まず、配付資料1が、諮問第24号「指数の基準時に関する統計基準」の設定について。

資料2が、基準時とウェイトの採用時の関係の種類。

そのほか、参考資料といたしまして、参考1～参考5まで。

それから、席上配付資料といたしまして、別途、「平成12年(2000年)基準経済指数一覧」というものと、もう1種類「ラスパイレス連鎖指数と公式指数の動向の比較」という2種類のものをお配りしているかと思ひます。

御確認をお願ひいたします。

以上です。

山本部長 それでは、審議に移ります。

まず、事務局から、1月25日(月)の第30回統計委員会において、総務大臣から諮問された「指数の基準時に関する統計基準」の設定に関し、その概要について説明をお願ひします。

佐藤統計審査官 では、資料を私から説明いたしまして、意見交換の方に移りたいと思ひます。

資料1につきまして、先日の統計委員会で説明させていただいた資料と同じ内容でございます。これについて、私の方から、ほかの資料を適宜参照しながら説明させていただきたいと思ひます。

まず、諮問の内容については、資料1の表紙に、総務大臣から、樋口統計委員会委員長宛てということで、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について(諮問)ということになっております。

統計基準とはそもそも何かという話につきましては、ここでは、詳しい説明は省略させていただきますけれども、具体的には、参考1に統計基準とは何かというものを若干説明した資料を載せてございますので、適宜参照いただければと思ひます。端的に言いますと、統計法の第2条におきまして、公的統計の作成に関して、その統一性または総合性を確保するための技術的な基準ということで、現在のところは、日本産業分類や、日本標準職業分類等、そのような分類関係が中心にございましたが、今回、新たな分野としまして、「指数の基準時に関する統計基準」を定めるはどうかということで、総務省で作成しまして、事務局を通じまして諮問をさせていただ

た次第ということでございます。

資料 1 に戻っていただき、1 枚めくっていただきまして、「諮問の概要」と書いてございます。

そもそも「指数とは」というところから始まってございますが、統計基準の目的でございます。指数とは何かということは、その最初に段落 2 つほどで書いてございますが、財・サービスの価格や数量、例えば消費者物価指数、鉱工業生産指数等についてございますが、価格や数量を、いろいろなものを相対的に平均的にウェイトで加重平均して、総合指数という形で基準時を 100 としまして、相対的な位置関係を示したものが指数ということで、御承知のとおりとなっております。

そのような指数を作成するに当たっては、指数を作成して、世の中で広く経済についてウォッチするための指標として利用されているわけでございますが、基準時を長期間固定したり、ウェイトを長期間固定しますと、分析や経済の判断をする上でいろいろな不都合が生じてきます。例えばウェイトを変えなければ消費構造や産業構造の変化に適切に対応した中身にならないというようなことがあるため、基準時やウェイトについて更新することが求められるということでございます。そのようなものに関連する基準を今回つくってはどうか、つくる必要があるのではないかとということでございます。

次に 2 番に移らせていただきます。実は、指数の基準時・ウェイトの更新につきましては、今回、統計基準という形で新統計法に則って諮問させていただいてございますが、従前、昭和 56 年、約 30 年前でございますが、統計審議会の中において、同じような問題意識に基づきまして答申がございました。

その内容につきましては、皆様のお手元の参考資料 3 に、そのときの答申の内容がそのまま書いた紙を用意しておりますので、適宜参照していただきたいと思いますが、その説明は省きますが、資料 1 の 2 番のところ、端的に言いますと、西暦の末尾が 0 の年に基準時を更新して、それに合わせてウェイトも連動するような形で更新していくというような内容でございました。

関係府省が指数を作成するに当たっては、その答申の内容をこれまで約 30 年間運用してきたということでございます。そのような今までの実態及び基準時の更新の必要性等を勘案しますと、今回、統計基準として設定する重要性があるだろうと思っておるところでございます。同様の観点から、公的統計の整理に関する基本的な計画においても、平成 21 年度中に定めてくださいというような指摘を受けていたところでございます。

基本計画にどのような指摘があったかということは参考資料の 4 にございますので、適宜御参照いただければと思っておるところでございます。

具体的な統計基準の今回諮問した内容でございますが、昭和 56 年の答申がありまして、それを踏まえた形、考え方を踏襲した形で新たに現代的な状況に合わせて、それから、統計基準という性格に合わせて文言等を精査いたしまして、書き直しております。資料 1 の一番最後のページの別添 2 に、今回諮問させていただいております最終的な基準案と、昭和 56 年当時の答申を並べた形で書かせていただいておりますので、これをもとに今回の基準案の内容について、具体的な中身を説明したいと思っております。

まず、今回の基準案の1番目として、「指数の基準時の原則」でございます。これについては、56年当時の1番の最初の段落部分の考え方を踏襲しまして、あいまい性がないように、「指数の基準時の原則」ということで、「指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」という形になっておりまして、考え方は、基本的には56年当時の考え方をそのまま踏襲しております。

それから、今回の基準案の2番として「ウェイトを固定する指数」につきましては、「指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」というところでございます。

これについても、56年当時の1番の第2パラグラフの基本的な考え方と同じですが、あいまいな表現を排除し、かつ、ウェイトについては基準時と合わせるということでございます。56年当時は「同年又はその近傍」と書いてございましたが、基本的に今の指数の作成の実態等を踏まえ、また、指数理論等における正確性の議論等も踏まえまして、指数の基準時とウェイトの年次を合わせるようにしているところでございます。

ただし、不測の事態等は考えられますので、2の として、やむを得ない理由により基準時の年であるウェイトを設定できない、例えば、元データとすべき統計調査が実施されなかった場合や、実施されず、かつ代替データがないと、そのような場合を想定しております。そのような場合には、やむを得ず基準時の更新を一時的に後ろ倒しとします。ウェイトについても、それに合わせて後ろ倒しして、次のサイクルで元に戻すような形にするというようなことを2の として書いております。

そのイメージは、資料2の一枚紙のA4横の紙がございまして。類型1が通常のパターンで、基準時とウェイト時が五年ごとにウェイトの年次が変わっていくということでございます。類型2として、例えば2000年に基準時の改定をしようとしていたのですが、不測の事態があって、1年後後ろ倒しになったというようなイメージをつくっております。次のサイクルで元の0、5の年に基準時を戻すというような、私が口頭で申し上げたものをイメージ図としてあらわしたのが資料2でございます。

それから、資料1の別添2の3番でございます。「基準時を更新した場合の利便確保措置」ということで、これについても従来の考え方を踏襲しておりまして、五年ごとに基準時を更新したときには、過去にさかのぼってリンク処理するということを適切に行っていただきたいというような趣旨でございます。表現の適正化ということで、法令上の書き方等を参考に修正はしておりますけれども、基本的な考え方は変わっておりません。

それから、4番としましては、新統計法の中で、いろいろな手続等の定めがあった場合は、それに対応した手続をしてくださいということでございます。別添2の一番右側の欄に、旧統計審議会の答申との関係でいろいろと変更点等を書いておりますけれども、そこに書いてあるとおり、新統計法においては、基幹統計であれば、統計法の9条や11条、26条において、基幹統計と統計委員会との関係に関するいろいろな手続が関連で書いてございますので、それに合わせて行ってくださいということでございます。

旧統計審議会の答申の3番、4番については、当時の法施行型になる前の統計審議会の観点か

ら書いておりますので、何かあったら統計審議会で審議を行うというような趣旨で書いてございますけれども、そのような書き方を現在はできませんので、適切な書き方に書き改めたということでございます。

私の方からの今回の諮問した基準案についての御説明は、以上でございます。

山本部長 どうもありがとうございました。

今、菅野専門委員が見えたので、一言自己紹介をお願いします。

菅野専門委員 遅れて参りまして、申しわけございませんでした。JPモルガンの菅野でございます。よろしくお願いいたします。

山本部長 それでは、事務局の概要説明を受けまして、これから審議に入りたいと思います。

まず、「指数の基準時に関する統計基準」の設定の必要性、及び諮問された基準案の各事項の適否等について、順次、各メンバーの皆さん方から、御意見・御質問をいただきたいと思います。

まず最初は、統計基準としての設定性について御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。このような基準を設けることの意義というか、価値というか、そのようなものについて何か御意見があればお願いします。基本的に、諮問の2ページ目の「諮問の概要」に書いてある目的や理由が、その設定性についての考えですけれども、このような基準を設けることの意義をどのように評価するかということです。

菅野専門委員 1点質問をさせていただきたいと思います。常識的に考えて、この0、5年を基準時とする考え方は、比較的理解しやすいのですが、諸外国においても、0年、5年という五年間隔とすることは一般的なのですか。あるいは、確か私の記憶するところでは、0、5年よりももう少し短い期間で基準時の更新を行っているところもあるような気がするのですが、せっかくの機会ですので、何か海外の例でもお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

佐藤統計審査官 事務局が知る限りのことをお伝えさせていただいて、もし、関係府省の方で情報があつたら補足していただきたいと思います。

菅野専門委員の御質問で、例えばアメリカやイギリスの消費者物価指数について若干御紹介させていただきますと、アメリカは、実は消費者物価指数の基準時自体は、1982年～1984年の平均を100とするということで、基準時自体はこの20年更新しておりません。ただ、中身のウェイトについては、2年に1回更新するような形になっております。その間は、結局、2年ごとにウェイトを変化させていって、連鎖でつなぐような形になっているのだらうと思われま。

イギリスにつきましては、RPIとCPIと2つの指標を同時に出してございますが、例えばCPIについては、私どもが確認した限りでは、昨日現在では、2005年が100になっていましたので、その前がいつ更新したのかわからなかったのですが、日本と同じベースで今行っているという状況でございます。基準時は、あくまで2005年が100ですが、ウェイトについては毎年更新するような連鎖型の指数で行っているというようなところでございます。RPIについては、日本と同じクラスパイレステ型で、ウェイトを固定方式で行っていると聞いていますが、2つ同時に出しているということでございます。

とりあえず私どもの知る範囲でございますけれども、ほかの省庁の方で、関連で何か補足でき

る方はいらっしゃいますか。

総務省統計局 統計局でございますが、席上配付資料で出しておりますので、関連して申し上げたいと思いますが、席上配付資料が2種類あるうちのグラフが入っている方が私どもで出したものでございます。消費者物価指数は基準時が5年に1回の改定でございますが、ウェイトについては、毎年改定するラスパイレス連鎖指数を別途同時に公表しております。ここでは、公式の指数と連鎖指数とのそれぞれの比較をしたグラフを入れておりますが、5年前の基準改定のときに、ウェイトの改定によって大きく指数が変わって、「CPIショック」などということを巷で言われたこともあるものですから、ウェイトの改定機会との影響がどのようにあるかということが見て取れるようにということで、毎月このようなものも参考で出してございまして、市場の方の参考情報に資するようにということを前回の基準改定から取り組んでおります。

御参考でございました。

菅野専門委員 そもそもこの部会のテーマではないかもしれませんが、総務省が、CPIに関してこのような連鎖指数をあわせて公表していただくようになったことは、これは利用者の利便性が非常に向上している一つの良い例だと思います。しかし、そもそもとして考えると、どちらを政府の公式の統計として用いるのが良いかということは改めて考える必要があるように思えます。それぞれ一長一短はあるとは思いますが、連鎖指数がある程度ユーザーに知れわたった後は、連鎖指数をいわゆるヘッドラインの数字として用いることも可能ではないかと思えます。5年に1回の基準改定のときには、先ほどの中に、利便性というのが3番目でしたか、何かありましたが、統計に段差が出来てわかりづらくなる……。

佐藤統計審査官 統計基準の考え方の中ですね。

菅野専門委員 はい。その点をここに書いていただいていることは、それも非常に有り難いお話なのですが、実際には、単に基準時が変わるだけではなくて、例えば採用している品目が変わる、それは時代が変わるから当然ですけれども、そのようなものも含めて、それを本当にそのような統計として5年に1回変えるのが良いのかどうかという問題提起です。実は統計の性質にもよると思います。すべて連鎖が良いということでも、多分ないと思います。こうした点についても、統計を作成している各府省の方々はお考えいただいて、そして、是非、広くディスカッションして、いろいろなユーザーの意見も反映させて決めていただければ、大変有り難いと思った次第でございます。

日本銀行調査統計局 追加でよろしいでしょうか。

山本部会長 はい。

日本銀行調査統計局 今、CPIのお話が出ましたので、いわゆるCGPI、PPIに関して御説明いたします。

まず、日本は固定ラスパイレスで行っておりまして、参考系列として連鎖ラスパイレスを公表しております。

米国は、固定ラスパイレスで、1982年を100として、ウェイトは5年ごとに更新すると、やや変則的な形になっております。

ドイツ、英国は、ほとんど固定ラスパイレスですが、フランスが連鎖ラスパイレスを導入しております。そのほか、たしかフィンランドが連鎖ラスパイレスを導入していたと記憶しております。

固定ラスパイレスを採用している国は、ヨーロッパは0年、5年、アメリカの場合ですと、経済センサスに合わせて7年、2年だと記憶しておりますが、大体5年間隔でウェイトを更新しているというような状況になっております。

それから、ただいまして連鎖と固定の問題につきまして申し上げますと、今、国内企業物価指数において、連鎖指数の問題点が顕著に出ているということが出ております。実は、いわゆる固定基準ラスパイレス指数の総平均より連鎖方式による国内基準物価指数の方が高く出てしまう。それは、連鎖指数で必ず言われるドリフトの問題が発生しております。実際数値でいきますと、2009年12月速報の固定基準ラスパイレス指数の総平均は、指数レベルで102.2ですが、これは参考の連鎖方式でいきますと、102.5となっております。一度振れてしまったものは二度と元に戻らないという連鎖指数による問題が出ております。これらのどちらを本系列にすれば良いのかということについて考えますと、こういった問題点があるような連鎖指数は、特にウェイトの変化が非常に激しいような場合には、必ずしも連鎖指数でつないでいくということは、実態を正しくあらわさないという可能性があるという指摘は理論的にはよくされるのですが、実際の国内企業物価指数でそういった問題が発生しております。

したがって、まず、基準時の見直しとウェイトの見直しについておそらく2つの意味があって、品目の洗い替えをもう少し頻繁にやるべきではないかというお考えも1つあると思うのですが、それは、全く新しい新製品が出てきたときの取り込みは5年に一度しか行われなわけですが、品目の中でこういった商品とその品目の中の価格としてとるかということについては、これは新しい商品が出た場合には、日々行っておりますので、そういった意味での見直しは、品目レベルでの対象商品の見直しは、これは5年間に1回しか行っていないというわけではございません。特に、例えば3年ぐらいで機種が交替してしまうようなものについて、5年前の機種を追いかけるといわけにはいきませんので、そういったときには、品質調整を施しつつ指数をつないでいくというようなことは行っております。ただし、御指摘のように、全く新しい商品が出てきて、それが急速なウェイトを広げているようなケースでは、5年に一度しか取り込めないことは事実でございますけれども、そこにつきましては、おそらくいろいろな統計において同様な問題が発生しているのではないかと思いますし、2007年に当方で公表いたしましたものを見ますと、CPIでは比較的ラスパイレス連鎖を採用している国は多いのですけれども、いわゆる生産者段階での価格になりますと、連鎖をとっている国は非常に少ない。大体ウェイトの変更というか、基準年は5年に一度更新するというような方式をとっておる国が今のところ多数というふうに認識しております。

私の方からは、以上です。

山本部長 ありがとうございます。

今、菅野委員から、連鎖方式について、その可能性を議論してほしいということで、統計局並

びに日本銀行から、既に行っている部分はあるし、その現状について説明がありました。

本日は、実はそのような指数全般に対する忌憚のない御意見を伺いたいと思ったのですが、ここでご意見をいただいたわけですけれども、この問題は、また、後で、時間がありましたら戻ることにいたしまして、この諮問について話を戻させていただきたいと思います。

では、ほかに何かここに挙げられています基準に関して、御質問や御意見等ございますか。

宇南山専門委員 1点確認させていただきたいのですが、今お話がありましたように、現実には、様々な中間年に見直しをしているというのが実態だと思うのですが、ここで言うウェイトを固定する指数については5年に一度更新するものは、5年に一度以上しろという基準なのか、5年に一度しかしてはいけないという基準なのかを確認させていただけますか。

山本部会長 これは基準ですから、基本的に、5年に一度しかしてはいけないということだと思います。勿論、ほかの基準を用いた場合は、参考資料として出していただくということです。

宇南山専門委員 これは例えば現在CPIなどで行っている中間年見直しみたいなものは、この基準のもとではどのように位置づけられるのでしょうか。

佐藤統計審査官 基準案をつくった事務局から答えさせていただきます。

指数の場合、先ほど日本銀行からあった話も関連するのですが、ウェイトは5年に1回見直すということで、バスケットは固定するわけですが、実態問題として、商品という概念の下に、多分、もっとブランドといいましょうか、商標というか、そのようなものがくっついてくるのだと思うのですね。そのようなものを入れ替えることは結構いろいろやられているかと思います。その延長線上として、例えばCPIの中間見直しがございますが、例えば前回の中間見直しですと、テレビという商品があって、その中に液晶テレビとブラウン管テレビがあったのですが、ブラウン管テレビを中間見直しではやめました。そのようなある一定のところは変えずに、その少し下のレベルのものの入替えや新しいものを入れることを中心に行っているのが中間見直しだと事務局では理解しておりますので、そのようなものはウェイトを5年間固定しているという範囲でしようというように運用したいと思っていますところでございます。

山本部会長 よろしいでしょうか。

宇南山専門委員 はい。

佐藤統計審査官 私の説明に不都合がありましたら、担当の方からお願いします。

総務省統計局 統計局から補足したいと思います。

中間年見直しで行っていることは、新商品の品目などを必要に応じて追加したりするということなのですが、この基準案を見ても、基準時をどうするかという話と、それに対応するウェイトをどうするかということを書いてございますが、対応するバスケットの中身をどうするかということ、5年に1回しか変えてはいけないということは書いてないかと理解しております。その辺は実情に応じて中間年見直しなり、あるいは品目の下の基本銘柄と呼んでおりますが、商標レベルの見直しなどは適宜行っておりまして。そこはこの基準に照らしても、今後も行っていくことになるのではないかと理解しております。

山本部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

この基準案全体について、ほかに何か御質問やコメントはありますか。

宇南山専門委員 資料2の類型2で示された、例外的なケースなわけですが、この場合、基準時が例えば2001年になった場合には、100になる年も2001年になるという理解でよろしいでしょうか。

佐藤統計審査官 そのとおりでございます。

山本部長 ほかに何か御意見やコメントはありますか。

菅野専門委員と宇南山専門委員からいただいた御質問や御指摘は、これからも各府省でいろいろ考慮していただくということで、この原案についてはお認めいただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山本部長 ありがとうございます。

今の議論において幾つかの御意見をいただきましたが、基準案の設定及びその内容自体は、おおむね原案どおりお認めいただけたいと思います。

そこで、今回の審議案件については、その内容から見て、1、2回の部会で結論が出ると判断いたしましたので、あらかじめ私と事務局とで相談して答申案を準備しております。それを今お配りして、審議していただきたいと思います。

配付をお願いしたいと思います。

(答申案を配付)

山本部長 今から、この答申案について議論をさせていただきたいと思います。

まず、議論に先立ち、答申案の全体構成につきまして御説明いたします。

最初に、前文を記載しております。前文は、総務大臣が指数の「基準時に関する統計基準」を設定するに当たり、その適否について総務大臣から統計委員会に意見を求められたことに対し、統計委員会として答申を行うものであることを記載したものです。

前文の下に、「1 設定の適否」と「2 理由」を記載しております。

「1 設定の適否」においては、「指数の基準時に関する統計基準」の設定に関する全体的な結論を、また、「2 理由」においては、1の結論に至った理由を記載しております。

それでは、まず、事務局から、この項目2の事項ごとに朗読を行い、その後、順次、御検討をいただきたいと思います。

なお、項目1の「設定の適否」は、項目2の個別事項の検討を行っていただいた後で確認したいと考えております。

それでは、朗読をお願いします。

金子副統計審査官 それでは、朗読させていただきます。

2 理由

(1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間

で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和 56 年の統計審議会の答申（「諮問第 185 号 指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和 56 年 3 月 20 日）において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用されてきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客観性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定することは適当である。

山本部長 ありがとうございます。

今、「2 理由」の「(1) 統計基準としての設定」について朗読いただいたわけですが、この部分について、何か修正あるいはコメントがございますか。

菅野専門委員 第 3 段落目の下の「こうした観点から、」のところで、「公的統計の統一性、総合性を確保」とありますが、統一性は分かるような気がするのですが、総合性とは具体的にどんなことを考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

佐藤統計審査官 この表現は、統計法の第 2 条に書いてあるものをそのまま持ってきたものです。「統一性」は、同じ内容について、概念や区分をきちんと合わせるとというのが、統一性ということで分かるかと思うのですが。「総合性」は、統計の相互比較等そのようなものを想定して「総合性」という言葉を入れたと聞いております。ですから、全体を例えば C P I や C G P I 等、ベースを 100 として、同じ年を 100 として、指数を並べて、物価の状況を見たりすることもあるかと思いますが、そのようなもののベースが合っていれば、全体的に簡易に眺められるでしょうということで、総合性ということかと思えます。

山本部長 ほかに御意見・御質問はございますか。

では、御理解いただいたということで、原案どおりで御了承いただいたものといたします。

では、次をお願いします。

金子統計審査官 はい。

(2) 諮問案の内容

ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時

期になると当該分析が難しくなることから、基準時を定期的に更新する必要があること。

基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。

基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本諮問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

以上です。

山本部会長 ありがとうございます。

今は、(2)の「諮問案の内容」の具体的に「ア 指数の基準時の原則」について朗読いただきましたが、この部分について質問やコメントはありますか。

また、最後に全体を通して御意見を伺いますので、次に進みます。

金子副統計審査官 はい。

イ ウェイトを固定する指数

(ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格(数量)変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。

上記 のことから、實際上、公的統計である指数(ウェイトを固定するものに限る。)は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

山本部会長 今、イの「ウェイトを固定する指数」のうち(ア)の「ウェイトの算出」について朗読いただきましたが、これについて御意見・コメントはありますか。

それでは、先に進みます。

金子副統計審査官 はい。

(イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の

指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

山本部会長 ありがとうございます。

今は、「イ ウェイトを固定する指数」のうち（イ）の「基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応」の案文でしたけれども、皆さん御意見・コメントはありますか。

日本銀行調査統計局 確認ですけれども。答申案のウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認しているということは、基準案において、指数の基準時を更新しないことができるということと、これは表現を変えただけという理解でよろしいのかということを確認したい。

佐藤統計審査官 はい、おっしゃるとおりです。

日本銀行調査統計局 ありがとうございます。

山本部会長 ほかに何か御質問等ありますか。

着かれたばかりで申しわけないのですが、今、井伊委員がお見えになったので、自己紹介をお願いします。

井伊委員 一橋大学の井伊でございます。今日は、大切な会議に遅れてしまって申しわけございません。統計委員会の本委員会の方に出ております。どうぞよろしくお願いいたします。

山本部会長 ありがとうございます。

それでは、今の案件に戻りまして、「基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応」の案文について、御意見がございますでしょうか。

では、先に進めてください。

金子副統計審査官 はい。

ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。

以上です。

山本部会長 ありがとうございます。

今のウの「基準時を更新した場合の利便確保措置」の案文について御意見はございますか。特にないものと判断します。

それでは、先ほどから朗読いただいた2の「理由」全般について何か御意見・コメントがあればお願いします。

菅野専門委員 最後の利便確保措置のところですが、確かにここでは新指数と旧指数のリンクのことについてあります。ただし、そもそも利便性の確保とは、もう少し広い意味を持っているのではないかという気がします。確かに先ほどからずっと議論をしているときに、基準時の改定

と、それから、実際にCPIなどで起きている採用品目の変更が、表裏の関係になっていて、その2つを切り離して考えることができにくいように思えます。そこでお願いという形になりますが、例えば採用品目の変更等に伴い新指数と旧指数の間でかなり大きな段差ができるようなときには、かなり前広にそれを発表していただいて、そうすると、利用者の方もある程度どのような変化が起きるのか、ある程度事前に想定することができて、不都合あるいは場合によっては混乱のようなものはかなり最小限に抑えることができるのではないかと思います。統計を作成される各府省等の皆様には、そのような形でお願いできればというふうに考えております。

佐藤統計審査官 この基準を作成しました事務局から1点コメントさせていただきます。

資料1の3枚目に、今回の統計基準の中身を一枚紙にまとめてございますが、その3枚について、今、菅野専門委員から御指摘があって、リンクだけではなくて、利便性はもっと広い意味ではないかとおっしゃられたかと思えます。まさしく我々作成した事務局も、リンクだけが利便性ではなくて、ほかにもいろいろな情報提供を、利用上の注意も含めてユーザーにとってきちんと提供していくことを想定した書きぶりでございます。その範囲について、多分、菅野専門委員からこのようなものが必要ではないかと具体的な御指摘があったものと思えますので、関係府省において、実際の運用に当たっては配慮することになると思っております。

山本部長 では、対応としてはそのようなことでよろしいでしょうか。

では、案文はそのまま認めていただいたということにいたします。

それでは、ほかに、2の「理由」の案文について、御意見等はございますか。

それでは、「2 理由」についての案文は認めていただいたということで、答申の1ページ目の1の「設定の適否」について御検討をいただきたいと思えます。

ここでは、指数の基準時に関する統計基準については、諮問案により、統計法第28条第1項に規定する統計基準として設定することは差し支えないと記載しておりますが、これを本部会の審議の結論とすることについて御異議がございませうか。

特に御異議がないようなので、了承とさせていただきます。

まだ予定の時間より少し早いですが、この辺りで、本日の審議結果をまとめさせていただきます。

本日の部会において御審議いただいた結果を踏まえて、答申案はこのまま原文どおり認めていただきましたので、これを本部会として認めることにしたいと思います。

御了承いただきました答申案につきましては、2月22日(月)開催予定の統計委員会におきまして、本日の部会の議事概要とともに、私から報告することといたします。

以上をもちまして、今回の諮問に関する審議は終了したことにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

もう少し時間があるようなので、せっかくの機会でもありますし、委員及び専門委員の皆さんにおいて、意見、御要望があれば、それをお示しいただき、関係府省から御説明いただこうと思えます。御意見・御要望があれば、自由に御発言ください。

先ほど、菅野専門委員から、連鎖方式について考えて欲しいという御指摘がありましたので、そ

の問題について、さらに、何か御意見等ございますか。先ほど、統計局、日本銀行から、現状についての御説明がありましたけれども、さらに、それについて菅野専門委員から何か御意見はありますか。

菅野専門委員 先ほど、統計局のCPIを作成しておられる御担当から概略の御説明をいただいたところですが、特にCPIの場合は、実際にいろいろな国民生活の場においてかなり影響が大きく、実際、足下で行われているインフレ/デフレ論にも微妙な影響を与える可能性がありますので、そのような背景を踏まえて少しお伺いしたいと思います。

ここに、ラスパイレスと公式指数の比較という一枚紙の資料がございますが、統計局としては、基準時を5年に一度変える形を引き続き公表資料のヘッドラインに持ってこられるおつもりなのか、あるいは、もう少し連鎖指数の位置づけをプレイアップして、例えば書き方も、後ろの方から、もう少し前の方に持ってきたりするのでしょうか。今でも生鮮食品は除いたり、エネルギーを除く等、いろいろな参考系列が発表されるので、あまり増やし過ぎることは適当ではないという気がするのですが、連鎖指数をもっと重視するようにするのかどうかということは、これは結構重要な話だと思いますので、その辺について何かお考えがあればお伺いしたいと思います。何か御検討の経過でもあれば、教えていただければと思います。

佐藤統計審査官 コメントできる範囲でお願いします。

総務省統計局 統計局として、今後の基準改定についてどうしていくか、今検討中の段階でございまして、この場でどうするという事を申し上げられる状況にはないのですが、いろいろなユーザーの声もお聞きして考えていきたいということでございます。

それから、前広な情報提供というお話がありましたが、今後の基準改定の方向性について、統計局の方向性が固まった段階で、また、前広にいろいろな意見をお伺いするように、世の中に情報提供をしていきたいとは思っておりますので、また、いろいろな御意見をお聞かせいただければと思います。

菅野専門委員 本件は、統計的なテクニカルな議論と、実際に政策的なインプリケーションのある議論と両方行う必要があると思いますので、このような連鎖指数で行くのか、現状のような形で行くのかも含めて、今後どのような御対応をされるのか、その点についての一種の情報発信も前広に行っていただきたいと思います。すなわち、どのような形で御検討をされるのか、あるいは、される経緯がどうなっているのか、それも含めて広く国民一般に情報開示をお願いできればと思います。このようなことはないとは思いますが、ある日突然急に連鎖指数になりましたと言われると驚いてしまうことになります。

山本部会長 ありがとうございます。

宇南山専門委員 1点関連して、連鎖指数についてコメントさせていただきたいのですが、連鎖指数というものは、基本的に、指数の理論的には、極めて望ましい性質を持ったものということが知られているわけですが、それを実際の統計で実行しようとした場合には、概念的に考えられているような連鎖指数をつくることは非常に困難であります。例えば月次の連鎖のCPIだと言っても、ウェイトが実際のところは1年間固定されている等、理論的な指数算式とは異なった

ものが計算されるのが実態です。それが必ずしも統計の利用可能性や、公表のタイミング等の関係で、現実に公表される「連鎖指数」がどのような性質を持っているのかということ自体が、実はそれほど明らかになっているとは思えませんので、連鎖指数にするかどうかの前に、どのような連鎖指数が可能であるのか、また、公表のタイミングがどの程度の統計が作成可能であるのかということが、統計ごとに検討されて、また、実現可能な連鎖指数の計算式のようなものをできるだけ統一するような事前の研究が必要かと思しますので、菅野専門委員のおっしゃることの前提になるのかもしれないのですが、連鎖指数を導入するのであれば、そういったところから研究を積み重ねることが重要ではないかと、そのように考えます。

経済産業省調査統計部 経済産業省でございます。私どもの方で、I I P 鉱工業指数を作成しておりますので、諸外国の例と私どもが今進めております研究について少し御紹介させていただきたいと思えます。

I I P の主要国で見ますと、G 8 の国で見ますと、日本をはじめほとんどの国がラスパイレスで鉱工業生産指数をつくっております。ラスパイレスでないものは、アメリカの F R B がつくっている I I P フィッシャーでございます。

それから、ウェイトの改定のタイミングということですが、日本については、5年に一度、具体的には、まさに今日議論されていた西暦年の0、5の年を基準年にしております。

それから、連鎖指数をほかに導入していますものは、アメリカ、カナダ、イギリスがございます。ただし、アメリカは、今、I I P のホームページを見ますと、2002年 = 100 で表示してはいます。連鎖指数なのだけれども、大きな改定というか、もともとの表示は、今は 2002年 = 100 で、これは 2005年にそうなっていて、その前は 97年 = 100 で置いていました。

それから、もう一つ、連鎖指数の例として、イギリスでは、これはまさにほとんど毎年 2001年 = 100、2002年 = 100、2003年 = 100 と変わってきていて、2004年だけなぜか 100 になっていないのですけれども、現在は 2005年 = 100 という形で公表されております。

日本の I I P については、年次の連鎖指数を試算はしておりますが、C P I のように月次で参考としてまだ公表はしておりません。具体的に諸外国の例もございますので、I I P について仮に連鎖指数を導入するとすれば、どのような算式で、どのようなウェイトを使って、実際に過去の数字から計算してどのような違いがあるのかということをもまさに内部で検討している段階でございます。

そうしますと、宇南山専門委員の御発言にもありましたように、理論として望ましいという性質と、他方で実務上の面で、ウェイトの改定のタイミングがユーザーにとってより親切であったり、それから、連鎖指数を計算するための現在ラスパイレスですので、システムの裏付けがないとなかなか毎月のものには移行できないという面もありますので、仮に、今後、連鎖指数の検討をさらに具体的に進めていくということであれば、ユーザーの方の意見も聞きながら、情報発信していきたいと考えております。

ありがとうございました。

山本部会長 ありがとうございました。

ほかに何か御意見等はございますか。

日本銀行調査統計部 お話のついでに申し上げますと、情報発信に関して申し上げますと、各国で連鎖方式による参考係数と、固定ラスパイレスを入れた本方式を月次で並走して出して、少なくとも生産者段階の価格について並走して出すものは日本だけというような状況でございます。ほかのところは、固定のところは固定しか出しませんし、ラスパイレスのところは、連鎖になっているところは連鎖でそのまま出すというような形になっております。情報提供という意味では、かなり私どもは前広に提供しておるといふふうに考えております。

ただし、先ほども申し上げましたように、今現在、連鎖指数に伴いますドリフトの問題が現に発生しておりますので、それを本系列として採用してしまうことについては、なかなか判断が難しいのではないかと考えております。引き続き、参考係数として出すことにつきましては、多分、今後も継続されると思えますけれども、次回の基準改定の作業に入る段階で、連鎖指数を本系列として採用するかということも検討の対象にはなると思いますが、現状を考えますと、やはり難しいのではないかと考えておるところでございます。

山本部会長 ありがとうございます。

ほかに、何か御意見等はございますか。

一般的な指数に関する御意見ということに関しましては、連鎖指数をどう扱うかということがメインなトピックだったように思います。方向としては、それを取り入れて始めている国が多いので、これからはそのような方向に進むかもしれませんが、菅野先生の御意見のように、前広に情報提供していただく必要があることと、宇南山先生からは、基本的の実現可能な連鎖指数は実態としてどのようなものかというのを研究してみないと、それを実際に採用するには非常に問題があるという御指摘がありました。統計局、日本銀行、経済産業省からは、具体的な実情についての御説明があって、日本は情報提供という意味では、固定型と連鎖型両方発表しているという点はユニークだということをおうかがったわけですが、そのような意味では情報開示が非常に進んでいるとも言えると思います。このような問題が指数の基準としては、これからの重要課題であることは認識できたのではないかと思います。関係府省においては、今日の御意見をもとに、連鎖型指数の可能性についても、今後とも是非検討をしていっていただきたいと思えます。

ほかに、この指数に関する何か御意見や御要望はありますか。

それでは、本日はこのあたりまでとさせていただきます。

精力的に審議をいただいた結果、本日、答申案の了承をいただきましたことについて、部会長として、出席者の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これで閉会といたします。